

平成30年7月豪雨災害にかかる地域金融機関取引先の被害状況等(1)

被災地の金融機関においては、積極的に顧客訪問等を行い、被害状況を把握するとともに、顧客への支援に取り組んでいる

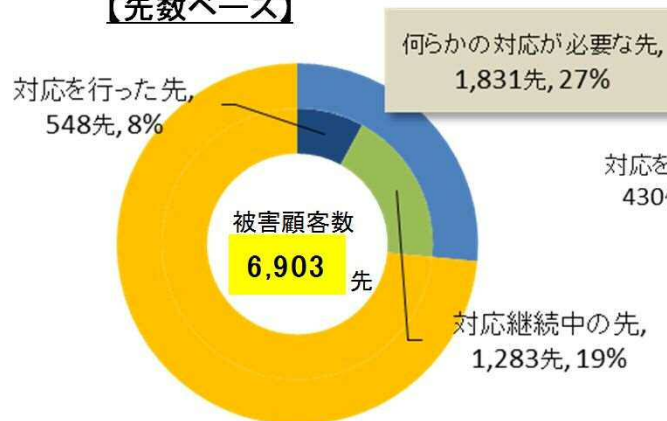
※ 主な被災地域に本店が所在する地域金融機関(岡山、広島、愛媛の計17機関)が、8月末時点で把握している状況を取りまとめたもの

【法人等】

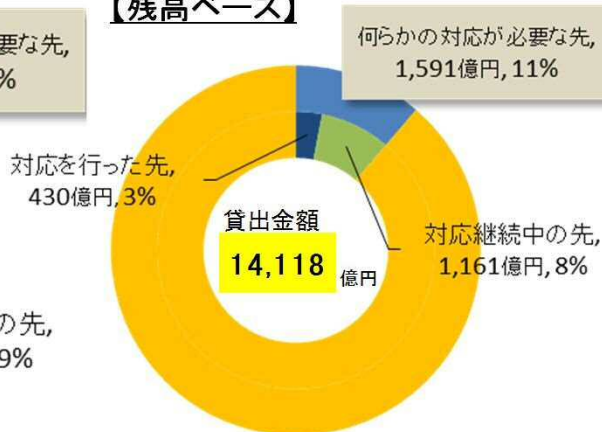
1. 法人等取引先の被害状況等 (8月末時点)

- 法人・個人事業主の被害顧客数は、約6,900先(貸出金残高1.4兆円)。そのうち、何らかの対応が必要な先は約1,800先。
- 何らかの対応が必要な先のうち、「対応を行った先」は約3割、「対応継続中の先」は約7割。

【先数ベース】



【残高ベース】



【各県別】

	広島県		岡山県		愛媛県	
	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比
被害が確認できた顧客	3,614	100%	2,202	100%	1,087	100%
何らかの対応が必要な先	1,097	30%	445	20%	289	27%
対応を行った先	355	10%	97	4%	96	9%
対応継続中の先	742	21%	348	16%	193	18%

2. 金融機関の対応(見込み)

- 金融機関の対応実績は、「保証協会利用」が最も多く、次いで「災害関連融資」。
- 金融機関の今後の対応見込みは、「保証協会利用」や「グループ補助金申請等」が多い。

(単位:億円)

対応内容	対応実績		今後の対応見込み	
	先数	残高	先数	残高
返済猶予	76	53	57	24
グループ補助金申請等	8	5	232	192
保証協会利用	301	220	431	229
その他災害関連融資	199	190	153	113
その他	10	6	19	3
対応方針検討中			582	740
合計	594	474	1,474	1,301

(注) 対応内容が複数ある場合には、重複して計上している。

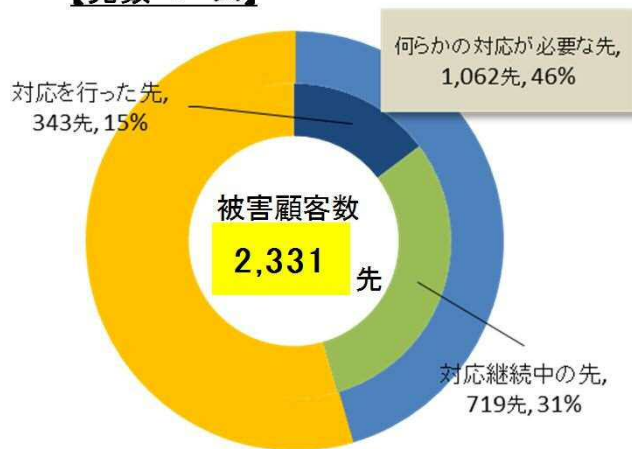
平成30年7月豪雨災害にかかる地域金融機関取引先の被害状況等(2)

【個人】

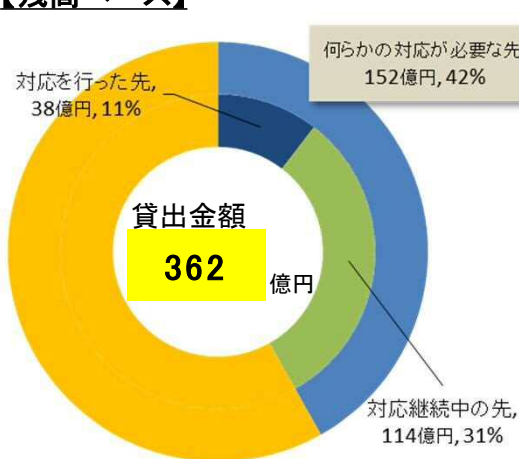
1. 個人取引先の被害状況等 (8月末時点)

- 個人の被害顧客数は、約2,300先(貸出金残高362億円)。そのうち、金融機関による何らかの対応が必要な先は約1,100先。
- 何らかの対応が必要な先のうち、「対応を行った先」は約3割、「対応継続中の先」は約7割。

【先数ベース】



【残高ベース】



【各県別】

	広島県		岡山県		愛媛県	
	先数	構成比	先数	構成比	先数	構成比
被害が確認できた顧客	1,043	100%	1,142	100%	146	100%
何らかの対応が必要な先	354	34%	624	55%	84	58%
対応を行った先	186	18%	114	10%	43	29%
対応継続中の先	168	16%	510	45%	41	28%

2. 金融機関の対応(見込み)

(単位: 億円)

- 金融機関の対応実績は、「災害復旧ローン」が最も多く、次いで「返済猶予」、「自然災害ガイドライン申出」の順となっている。
- 金融機関の今後の対応見込みは、「災害復旧ローン」や「返済猶予」が多い。

対応内容	対応実績		今後の対応見込み	
	先数	残高	先数	残高
返済猶予	60	18	106	28
災害復旧ローン	222	7	121	15
自然災害ガイドライン申出	51	11	23	4
ガイドライン以外の債務整理	0	0	0	0
その他	17	2	54	1
対応方針検討中			416	66
合計	350	38	720	114

(注) 対応内容が複数ある場合には、重複して計上している。

平成30年7月豪雨災害にかかる金融庁・財務局の取組み状況

- ✓ 金融機関に対して、既存債務の返済猶予や融資手続きの簡便化・迅速化など顧客に寄り添った対応を行うよう要請
- ✓ 被災地に職員を派遣し、金融機関及び金融機関取引先の被害状況の把握
- ✓ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の被災者支援施策の活用促進に向けた周知・広報 等

1. 地方公共団体等への訪問等

- 地方公共団体等を訪問等し、被害状況の確認やニーズの把握を実施

・地方公共団体 岡山県18先、広島県12先、愛媛県9先
計39先

・商工団体 岡山県20先、広島県21先、愛媛県6先
計47先

2. 相談会の開催・関係機関との連携

- 財務局において、被災者向けに無料の金融相談会を開催
- 他の行政機関が開催する相談会に参加
- 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の活用促進に向けた被災地弁護士会と金融機関との会議に参加し、関係者に対して協力を要請
- 地方公共団体主催の復興支援のための協議会に参画

3. 自然災害ガイドラインの周知・広報

- 平成30年7月豪雨に特化したリーフレット・ポスターを作成し、地方公共団体や商工団体、避難所等に広く配布
 - ・商工団体を通じて加盟企業へ周知、講演機会等を活用し幅広く配布
 - ・自治体からの要望を受け、リーフレットをラミネート加工し、避難所へ配布・掲示
- 政府広報テレビの作成・放映

【弁護士等への委嘱件数(9月20日現在:発災後約1か月半経過)】

109件 (※全壊戸数 6,321件)

(参考)熊本地震(平成28年4月発災、28年6月末時点)
184件 (※全壊戸数 8,668件)

4. その他

- 7月豪雨災害専用の無料相談ダイヤルの開設やホームページ・フェイスブックによる情報発信
- 中小企業庁が作成した中小企業向け支援策ガイドブックを金融機関に対して、配布・提供 等